

「羽羽フェスタ in HAKUI」業務委託仕様書

1 委託業務名

「羽羽フェスタ in HAKUI」業務委託

2 業務目的

参加者が楽しく前向きにフレイル予防及び認知機能の維持・向上、社会参加の促進、健康意識の向上に自ら取り組めるようイベントや講演会を開催し、高齢者の方がいつまでも自分らしく生き生きと健康に暮らせることで、要介護状態になることを未然に防ぐことを目的とする。

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日

4 業務概要

(1) イベントの概要

- ① 参加者のフレイル予防、認知症予防、生きがいつくり、社会参加の促進につながるイベントおよび講演会を実施する。男女共に参加しやすい内容とする。
(例：シルバーディスコなど音楽や踊りを楽しみ自然に体を動かせるイベント)
- ② 期間：契約日から令和9年2月までに計3回開催すること。
- ③ 会場使用料は委託料に含む。
- ④ 詳細な日程は、委託業者決定後に打合せし、決定する。

(2) イベントの運営業務

- ① 市と十分に連携をとり、イベントの進行シナリオ等を作成する。
- ② イベントの全体進行管理を行い、タイムスケジュール等には十分に配慮する。
- ③ イベントの進行者を、目的や来場者層を勘案して選定する。
- ④ イベントについてチラシ作成やメディアを利用した周知広報に努める。
- ⑤ 会場の設営に際して、入場者の安全に配慮する。

(3) 介護予防に関する独自提案

その他、市にとって、より事務効率化となる提案や事業者が提案するサービスがあれば、具体的にその内容を記載すること。特に男性の参加者を増やすための提案については、必ず記載すること。

(4) 来場者にアンケートを実施・集計すること。

集計結果は、実績報告書へ記載してください。

5 成果品の納入

次の成果品を納入すること。

なお、(1)、(2)については、日本工業規格A4判を使用すること。

(1) 業務委託完了届

(2) 実績報告書

6 再委託

- (1) 受託者は、本業務委託のすべてを第三者に再委託し、又は請け負わせてはいけない。
- (2) 受託者は、本業務委託の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、制作の体系図及び工程表を事前に書面にて提出して羽咋市の承認を得ること。
- (3) 受託者は、(2)により再委託する場合には、石川県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するように努めること。

7 業務の履行に関する措置

- (1) 市は、本業務委託（再委託した場合を含む）の履行について、受託者が著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を通知し、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- (2) 受託者は、(1)の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に、羽咋市に書面で提出するものとする。

8 機密の保持

- (1) 本業務委託（再委託した場合も含む。）を実施するに当たり、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途への使用はできない。また、その防止のために必要な措置を講じること。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担することとする。
- (3) この項目について、受託者は、契約期間終了後においても同様とする。

9 その他

- (1) 業務内容の実施に当たっては、企画提案内容に基づき、羽咋市と協議を行い、双方合意した内容により行うこととする。
- (2) 契約締結後において、感染症の感染防止対策や自然災害等として、臨機に本業務委託の内容を変更することがある。この場合、変更する業務委託の内容は、双方協議のうえ、業務内容・契約金等を変更する可能性がある。
- (3) 本業務委託が完了するまでの間、進捗状況の報告や発生する課題の協議・解決等に関し必要の都度、双方協議しながら進めること。
- (4) イベント中止の判断をした場合、イベント中止決定前に準備に要した経費については、受託者の責に帰すべき事由を除き、市が支払うこととする。
- (5) 参加者が定員の80%に満たなかった場合は、実費不用額（共通経費等を除く）に応じて、契約額を減額変更することがある。
- (6) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、決定す

る。

10 委託料の支払方法

委託業務終了後、本事業に係る経費を支払うものとする。